

紙に関する環境マーク

KEEPGREENマーク



東洋洋紙協同組合では、地球環境のことを考えた再生紙製品に「KEEPGREENマーク」を添付します。「豊かな自然を維持する」という誓約と、「森の再生」を意味するマークとで構成された、東洋洋紙協同組合のオリジナルマークです。 ●運営主体／東洋洋紙協同組合 [<http://www.tyxk.com/>]



エコバルプマーク

北越尼川紙のオリジナルマークです。「エコバルプ」(無塩素漂白パルプ) ECFを代理店や一般消費者の方々に広く知りいただき、積極的に環境を考えた紙の選択ができるように、「エコバルプマーク」を作りました。このマークの普及により、生活環境のழ和に、一層の理解と認識をしていただき、「エコバルプ」からできた紙を使うきっかけになればと考えます。 ●運営主体／北越尼川紙株式会社 [<http://www.hokuetsu-paper.co.jp/>]



エコマーク

環境省の認証を受けた公益法人(財)日本環境協会が認定しているマークです。私たちの周りにある様々な商品の中で、環境負荷が少ないなど環境保全に役立つと認められている商品に付けられるマークです。 ●運営主体／財團法人 日本環境協会 エコマーク事務局 [<http://www.ecomark.jp/>]



Rマーク(再生紙使用マーク)

「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ資源化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められました。「Rマーク」は、古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判別するようにしたものです。申請や提出は不要で、誰でも自由に使用できますが「Rと古紙パルプ配合率を示す数値」を規定に沿って組み合わせて表示します。 ●運営主体／3R活動推進フォーラム [<http://3r-forum.jp/>]



グリーンマーク

(財)古紙再生促進センターが認定するマークです。古紙を再生利用した紙製品を消費者に識別していただき適切に使用していただくことによってリサイクルの拡大を図ることを目的としたシンボルマークです。 ●運営主体／(財)古紙再生促進センター グリーンマーク実行委員会事務局 [<http://www.grpc.or.jp/>]



間伐材マーク

主に木材で構成され、かつ間伐材の有効利用が図られていると認められる製品に付けられる属性マークです。原則として主な木質部の間伐材使用割合が100%であることを目標としていますが、製品の種類・仕様・構造等を勘案し委員会で審査を行います。2003年1月からは間伐材15%古紙85%の「間伐材封筒」が紙製品で初めて認定されました。 ●運営主体／全国森林基金運営会 间伐材マーク事務局 [<http://www.kanbatasuzai-mark.org/>]



FSC認証マーク

FSC(森林及び林産物の認証機構の評価・認定・監督を行う非営利の国際組織)は、世界各地で行われている無秩序な森林の伐採を止め、森林を適正に管理し持続的に保有していく事を活動目的としています。 FSC認証は、森林管理の改善・森林にダメージを与えることなく森林資源を有効に活用することや、過度の伐採を忌避するなどを骨子として、細い規定が定められています。このFSC認証を取得していれば、どこから切り出された木材がどのような状況となたかの追跡が、書類によってトレースできます。

紙製品では、王子製紙と富士ゼロックス、三菱製紙などが認証を取得し、コピー用紙などを販売しています。 ●運営主体／FSC (Forest Stewardship Council) 認証委員会 [<http://www.fsc.org/>]



PEFC森林認証プログラム

PEFC森林認証プログラム(Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)を運営するPEFC評議会は、非営利、独立のNGOであり、利害関係者から独立した第三者による認証の実施を通して持続可能な森林管理の促進を目指すことを目的に、1999年に設立されました。

各國政府が定めた政府認証プロセスと呼ばれる、持続可能な森林管理のための基準に則って森林の管理が実施されていることを第三者が認証する「森林管理認証」と、木製品や紙製品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材を原料として、一定の割合以上に使っていることがその生産・加工・流通の各段階で検証されていることを、第三者が認証する「生産認証(CoC)」を行います。

●運営主体／PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) [<http://www.pefc.org/>]

TREE FREE



TREE FREE

バージンパルプの消費による紙の生産に代えて、非木材紙を社会化する事により、森林資源並びに地球環境を保全するとともに、森林のための基金を得て、持続可能な社会に向け、積極的に貢献することを目的としたTREE FREE PAPER(非木材紙)につけられるマークです。 ●運営主体／グリーンマーケティング協会 [<http://www.green-mark.jp/>]



非木材紙マーク

NPO法人非木材グリーン協会が認定しているマークです。安定供給・品質面で充分に満足できると判断された非木材パルプを使用した紙や紙製品、加工品につけられます。地球環境保全に役立てるためにケナフ・タケ(バンブー)・サトウキビ(バガス)・アシ・コットン(リンター)などの非木材を利用した製品開発・利用普及と啓蒙活動を図ることを目的としています。 ●運営主体／NPO法人非木材グリーン協会 [<http://www.sgn.ne.jp/~hmoku/>]



ケナフマーク

森林資源に代わる紙原料として注目されている植物、ケナフ(非木材)の開拓事業及び製品に適合する認定マークです。ケナフパルプを乾留量比20%以上配合した原紙、及びその原紙を使用した紙製品・紙加工品とケナフを乾留量比10%以上配合した紙じきの加工品が対象となっています。 ●運営主体／農業法人地球・人間環境フォーラム・ケナフ協議会 [<http://www.gal.or.jp/>]



古紙100%再生紙マーク

王子製紙が平成9年に開発し、製品化した古紙100%使用の再生紙「グリーン100」シリーズを普及するため作成した認定マークです。王子製紙の古紙100%再生紙を使用した印刷物には自由に使用できます。

●運営主体／王子製紙株式会社 [<http://www.oji-paper.co.jp/>]



植林木使用紙マーク

王子製紙の植林木使用紙を使用した印刷物には自由に使用できます。

●運営主体／王子製紙株式会社 [<http://www.oji-paper.co.jp/>]



ECFパルプロゴマーク

ECF(無塩素漂白)によって製造されたパルプを使用した製品を利用された場合にご自由に使用できます。

●運営主体／王子製紙株式会社 [<http://www.oji-paper.co.jp/>]



バタフライロゴ

日本水なし印刷協会が運営する制度で、製版時の現像液がない、湿し水・IPAを使わない、VOCの放散量が少ない印刷方式を使用していることを示すものです。

●運営主体／日本水なし印刷協会(日本WPA) [<http://waterless.jp/>]



グリーンプリントイング認定制度

(社)日本印刷産業連合会が運営するこの制度は、印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者(工場等)の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定します。印刷業界の環境負荷の低減及び市場へ提供する印刷製品の環境負荷低減を推進しています。 ●運営主体／社団法人日本印刷業者連合会 [<http://www.jip.or.jp/>]



3.9 GREENSTYLE(サンキューグリーンスタイル)マーク

林野庁の推進する3.9GREENSTYLE(サンキューグリーンスタイル)は、京都議定書で定められた「日本の森林による1,300万t換算トンのCO₂吸収」の目標達成のためのライフスタイル提案です。

●運営主体／林野庁 [<http://www.rinya.maff.go.jp/>]



森の町内会ロゴマーク

森の町内会が認証した「間伐サポーター企業」は「間伐に寄与した紙」を使用した印刷物に「森の町内会」ロゴマークを表示できます。 ●運営主体／森の町内会 [<http://www.mori-chico.org/>]